

## Ⅱ 検討状況に係る資料

# 業務核都市の育成整備等に関する要望書

平成 26 年 8 月

九都県市首脳会議

茨 城 県

## 平成26年業務核都市の育成整備等に関する要望について

九都県市及び茨城県においては、「展都」と「分権」の推進に基づく首都圏の再編整備により、東京一極集中問題の解決に向けて、業務核都市の育成整備に努めており、これまでに業務施設集積地区における中核的施設の整備により業務機能の集積が図られるなど、一極集中の緩和に一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、業務機能の集積による拠点形成の観点からは、大きく進捗した都市があるものの、今後相当の時間を要する都市も見られる状況にあります。また、業務核都市に集積した業務機能等の一部には、都心へと回帰する動きも見られます。

一方、多極分散型国土形成促進法による制度の創設から四半世紀以上経過し、少子高齢化やグローバル化の進展、今後見込まれる急激な人口減少など、業務核都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中、首都圏広域地方計画においては、業務核都市等の拠点機能向上や各都市を繋ぐネットワークの構築を図ることとしております。

このような状況を踏まえ、業務機能に加え、商業・生活等の機能集積により業務核都市の「拠点性の向上」を図るとともに、広域的な幹線道路の整備による業務核都市間の「ネットワークの構築」を推進することで、防災・減災対策を強化するとともに、暮らしやすく働きやすい首都圏を実現し、世界の社会・経済をリードする風格ある圏域づくりを進めることは、九都県市首脳会議及び茨城県共通の重要課題でありますので、このたび要望書を取りまとめました。

つきましては、業務核都市の育成整備等について関係省庁と連携のうえ、所要の措置を講ぜられるよう要望します。

平成26年8月7日

総務大臣            新 藤 義 孝 様  
財務大臣            麻 生 太 郎 様  
国土交通大臣       太 田 昭 宏 様

### 九都県市首脳会議

座 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	舩 添 要 一
	横浜市長	林       文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫
	茨城県知事	橋 本       昌

## 【拠点性の向上に関する要望】

### ○ 中核的施設の対象の拡大について

業務核都市における総合的な都市機能の強化と集積を図るために必要な施設として、交通施設や流通業務施設等だけでなく、医療・福祉等生活の質の向上に資する施設、ホテル・大規模集客店舗等都市のにぎわいに資する施設を加えるなど、中核的施設の対象の拡大を図ること。

### ○ 税制上・財政上の支援措置について

中核的民間施設の整備を強力に促進するため、民間事業者に対する税制上の支援措置及び地方団体に対する財政上の支援措置を講じること。

### ○ 資金上の支援措置について

中核的民間施設の整備に係る初期投資や、大規模修繕等に係る更新投資を促進するため、資金上の支援措置を講じること。

## 【ネットワークの構築に関する要望】

### 環状方向の広域的な幹線道路の早期整備等について

業務核都市間のネットワークを構築することで、防災・減災の取組の強化及び相互連携・交流の強化による一体的発展を図るため、首都圏三環状道路など環状方向の広域的な幹線道路の整備の推進及び構想の具体化を図ること。

## 【制度に関する要望】

### 大都市圏制度見直しに関連する業務核都市の育成整備等について

現在、国においては、国の成長エンジンである大都市の機能を強化するために、大都市で顕在化している課題に関する調査を実施する等、今後の大都市圏制度のあり方について検討が進められているところである。

一方、首都圏における業務核都市の中には、十分な拠点形成が図られていない都市も見られる状況にあることや、大都市の国際競争力の相対的低下及び業務機能の都心への回帰等が課題となっている。そのため、大都市圏制度の見直しに際しては、国は意見聴取及び情報提供の機会を設けて、地方の意見を十分に踏まえた上で、業務核都市の位置づけを明確にし、拠点性の向上及び防災・減災の取組の強化、首都圏の国際競争力強化のための業務機能等の集約を促進するなど、育成整備等を一層推進するための支援措置の制度化を図ること。

(同一内容のため、農  
林水産大臣版は割愛)

# プレジャーボートの不法係留対策及び

## 安全対策について

### 意見書

平成26年8月

九都県市首脳会議

# 意見書

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

平成 26 年 8 月 13 日

国土交通大臣 太田 昭宏 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒岩 祐治

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事 舛添 要一

横浜市長 林 文子

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 熊谷 俊人

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

## プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、余暇時間の増大や生活水準の向上を背景とした親水・海洋性レクリエーションの活発化に伴い、プレジャーボートの放置や投棄が社会問題化しています。

東京湾域においても数多くのプレジャーボートが放置され、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあり、また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は69隻であり、海運、漁業等に対してより深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに平成25年5月22日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、平成34年度までの10年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としています。

ついては、この計画を実効性のあるものとし、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と航行安全対策の一層の推進のため、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。 （農林水産省、国土交通省）
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。 （国土交通省）
- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。 （国土交通省）
- 5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。 （国土交通省）
- 6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。 （国土交通省）

## 意見項目の説明

### 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

### 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。 （農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。



### **3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。** (国土交通省)

[説明]

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年138隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は69隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

### **4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。** (国土交通省)

[説明]

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

### **5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。** (国土交通省)

[説明]

プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正保管の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠です。

平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」(国土交通省総合政策局)の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確知できるようになることと相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高めることが必要である。」との記載があることから、所有者特定の重要性は、広く認識されているといえます。

しかしながら、地方公共団体が所有者を特定するため証明書等の交付を受ける場合、国や独立行政法人と異なり手数料を支払わなければならない、これは地方公共団体における不法係留適正化に支障をきたす恐れがあります。

については、適正化をより一層推進するため、公用申請については手数料を無料にすることを要望します。

**6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正  
されたい。 (国土交通省)**

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

## 1 減量化・再資源化の促進について

### (1) 3R普及促進事業

#### ア 目的

循環型社会を構築するために推進している3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））について、広域的な普及啓発活動を実施する。

#### イ 平成26年度の取組

3Rの中で最も重要であるリデュースの取組として、食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者との連携による食べきりの普及を行うとともに、家庭での食品ロスを減らすための普及啓発を行った。

#### (ア) 外食店舗における食べきりの意識啓発を図るフォトコンテストの実施

連携事業者：株式会社アレフ

株式会社コロワイド東日本

サトレストランシステムズ株式会社

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

株式会社華屋与兵衛

ワタミフードサービス株式会社

実施店舗数：859店舗

内 訳：埼玉県 118（さいたま市 18）、

千葉県 117（千葉市 26）、東京都 422、

神奈川県 202（横浜市 72、川崎市 35、相模原市 13）

#### (イ) 家庭における食品ロス削減の意識啓発を図るエコレシピコンテストの実施

連携事業者：クックパッド株式会社

#### (ウ) 広報活動

食品廃棄物削減の必要性や具体的な取組方法とフォトコンテストやエコレシピコンテストなどの食べきりの普及啓発キャンペーンの周知を図るための各種広報活動を実施。

#### ○ ラジオCMによる普及啓発

AM局（TBS）、FM局（NACK5）においてCMを放送。

実施期間：平成26年10月1日（水）～10月31日（金）

#### ○ インターネットによる普及啓発

Yahoo! JAPANのトップページや主要提携サイトのコン

テンツページにおいてキャンペーン情報を掲出。

実施期間：平成26年10月1日（水）～10月31日（金）

○ 公共施設等におけるポスター掲出による普及啓発

域内の公共施設等においてポスターを掲出し、普及啓発を実施。

実施期間：平成26年10月1日（水）～10月31日（金）

## （2）容器包装発生抑制事業

### ア 目的

九都県市が、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者が行う容器包装の発生抑制や減量化等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を伝えることにより環境に配慮した製品購入を促すことで、九都県市域内をはじめ、日本国内を流通する容器包装の減量化や再資源化を促進する。

### イ 平成26年度の取組

「容器&包装ダイエット宣言」の認知度の向上や消費者に対する容器包装減量化商品の購入促進などを図るため、小売業者等と連携し、店舗において容器包装を減量化した商品の紹介などの普及啓発活動を行った。

#### （ア）小売店舗において容器包装減量化商品を紹介するキャンペーンの実施

連携事業者：43社

内訳：小売業者 12社

製造事業者 31社

業種	事業者名
小売業者 (12社)	イオンマーケット株式会社、 イオンリテール株式会社、株式会社エコス、 生活協同組合コープみらい、 生活協同組合ユーコープ、 株式会社セブン&アイ・ホールディングス、 相鉄ローゼン株式会社、株式会社ダイエー、 千葉県庁生活協同組合、富士シティオ株式会社、 株式会社マルエツ、ユニー株式会社
製造事業者 (31社)	アサヒビール株式会社、味の素株式会社、 味の素ゼネラルフーズ株式会社、 味の素冷凍食品株式会社、江崎グリコ株式会社、 株式会社エフピコ、花王株式会社、

	カルピス株式会社、キッコーマン株式会社、 キューピー株式会社、玉露園食品工業株式会社、 キリンビール株式会社、 キリンビバレッジ株式会社、 サッポロビール株式会社、 サントリーホールディングス株式会社、 シーピー化成株式会社、株式会社資生堂、 ジョンソン株式会社、株式会社シンギ、 ダイセルパックスシステムズ株式会社、 中央化学株式会社、東洋製罐株式会社、 株式会社ニチレイフーズ、 株式会社日清製粉グループ本社、 福助工業株式会社、プリマハム株式会社、 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、 株式会社明治、メルシャン株式会社、 山崎製パン株式会社、リスパック株式会社
--	--

実施期間：平成26年10月1日（水）～10月31日（金）

実施店舗数：75店舗

内 訳：埼玉県 11（さいたま市 4）、  
 千葉県 10（千葉市 4）、東京都 14、  
 神奈川県 40（横浜市 15、川崎市 5、相模原市 5）

#### （イ）広報活動

「容器&包装ダイエット宣言」の認知度の向上とキャンペーンの周知を図るための各種広報活動を実施。

- 九都県市職員による店頭での普及啓発  
 域内の実施店舗の店頭で、消費者へのPR活動を実施。
- Yahoo! JAPANのトップページや主要提携サイトのコンテンツページにおいてキャンペーン情報を掲出  
 実施期間：平成26年10月1日（水）～10月31日（金）
- 交通広告による普及啓発  
 JR東日本の路線の窓上に広告を掲出。  
 実施期間：平成26年10月1日（水）～10月5日（日）
- 公共施設等におけるポスター掲出による普及啓発  
 域内の公共施設等においてポスターを掲出し、普及啓発を実施。  
 実施期間：平成26年10月1日（水）～10月31日（金）

### (3) リサイクル制度の見直し等の要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経済産業省及び環境省）への要望事項を検討した。リサイクル関連法についての要望は、平成26年10月20日に行った。その他の要望については、平成26年12月中に行うこととした。

リサイクル関連法等に関する要望書

平成26年10月20日

農林水産大臣 西川 公也 様  
経済産業大臣 小淵 優子 様  
環境大臣 望月 義夫 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒岩 祐治

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事 舛添 要一

横浜市長 林 文子

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 熊谷 俊人

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

(別紙)

## リサイクル関連法等に関する制度改正要望について

現在、わが国では、循環型社会形成推進基本法を基本的枠組みとし、「資源の有効な利用の促進に関する法律」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を制定することにより資源循環型社会の実現を目指しておりますが、個々の現行制度には未だ幾つかの課題もあることから、九都県市首脳会議では、以下のとおり、法令等の改正等を要望いたします。

### 1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律について

- (1) 拡大生産者責任の考えに基づき、市区町村と事業者の役割分担について、引き続き検討を進めること。なお、平成20年度に施行された改正法により資金拠出制度が創設されたが、プラスチック製容器包装については、各自治体の努力に見合った額が配分されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (2) 市区町村が再商品化手法を選択できるようにするとともに、プラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、再商品化手法に応じた基準を設けること。  
また、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直しを図ること。
- (3) 容器包装と素材が同一又は形状が類似のプラスチック製品についても合わせてリサイクルが可能となるよう、素材別リサイクル制度の導入を検討すること。
- (4) 容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、事業者が達成すべき発生抑制の目標を定め、それを達成させるための施策を実施すること。また、現在は一定規模以上の小売業者に限られている定期報告制度について、業種を拡大するとともに、公表する制度を創設すること。

(説明)

市区町村と事業者の役割分担については、法改正後においても、引き続き自治体に負担がかかる制度となっていることから、例えば、収集運搬並びに選別保管の経費及び再商品化経費（小規模事業者に係る免除分）の負担等について引き続き見直しを行うことを求める。

なお、法改正により資金拠出制度が創設されているが、合理化拠出金の基準年度の変更があったこと等により、平成23年度、平成24年度に拠出金が大幅に減少していることから、現行制度を継続する場合においては、拠出金総額が減少する可能性が高く、分別基準適合物の品質向上に取り組む自治体においては、財政負担が増加することが危惧される。こうしたことから、拠出金原資を充実するための措置を講じるなど、市町村の努力に見合った額が配分される制度に見直すことを求める。



また、市区町村が処理施設の状況など地域の実情に応じた再商品化手法を自ら選択できるようにするとともに、現在一律となっているプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、各手法によって求められる品質は異なることから、再商品化を促進するため各手法別の基準を設けることを求める。

さらに、「引き取り品質ガイドライン」の「ベールの性質に求められるもの」により市販の収集袋は異物扱いとなっている収集袋について異物としない扱いを求める。

容器包装以外のプラスチック製品については、容器包装リサイクル法の対象外品目であり、処理経費などの点から大半が焼却・埋立されている。しかし、容器包装以外のプラスチック製品は法対象の容器包装と同様にリサイクルが可能であり、また、排出場所や用途により法対象とならない現行の仕組みは分かりづらく、分別の混乱や煩雑さを助長している。そのため、分別する市民の立場に立ち、素材別のリサイクルとなるよう制度の見直しを求める。

容器包装リサイクル法では、食品リサイクル法と異なり、発生抑制の目標が定められていないため、容器包装の区分ごとに発生抑制の目標を定め、発生抑制の促進を図ることを求める。また、特定の小売業事業者に定期報告を求める制度について、その対象を小売業以外の業種に拡大すること及び報告内容を公表する制度にすることを求める。

## 2 特定家庭用機器再商品化法について

- |  |
|--|
| <p>(1) 再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討すること。</p> <p>(2) 不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組みについては、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいものとする。</p> |
|--|

(説明)

平成20年2月に公表された産業構造審議会及び中央環境審議会の報告書において、再商品化等料金の回収方法の変更という根本的な制度改正は行わないとの方向性が示されたが、不法投棄を抑制するとともに拡大生産者責任の考え方を徹底するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討することを求める。

環境省が1,383市区町村について調査した結果によれば、平成24年度における廃家電製品（特定家庭用機器に限る。）の不法投棄台数（推計値）は116,500台となっており、市区町村は不法投棄された廃家電製品の収集運搬及び再商品化等料金について、さらなる財政的負担を強いられている。そもそも、不法投棄された廃家電製品に係る再資源化等の費用は拡大生産者責任の観点から製造業者等が負担すべきと考えるが、時限措置として創設された不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組み（不法投棄未然防止事業協力等）については、基準を緩和するなど

自治体が活用しやすいよう運用することを求める。

### 3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について

- (1) 食品廃棄物の発生抑制を促進するため、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。
- (2) 法の対象となっていない給食事業について、特に学校施設における食品廃棄物の排出実態調査を実施し、法の対象とすべきか等を検討すること。

(説明)

食品リサイクル法では、平成26年4月に発生抑制の目標値を設定したが、その業種区分は26業種区分と限られていることから、早期に目標値を設定する業種区分の範囲を拡大することを求める。

発生抑制は、食品リサイクル法において最優先で取り組むべき事項であることから、既に目標を達成している事業者に対し、発生抑制の目標を高めるための施策を講じることを求める。

また、法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、給食事業については法の対象となっていないことから、特に学校施設における食品廃棄物の排出実態を明らかにし、食品リサイクル法の対象とすべきかどうか等を検討することを求める。

### 4 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律について

- (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく小型電子機器等の回収にあたっては、自治体における回収・処理コストに過度の負担が生じないように、国において自治体への財政的な支援を講じるとともに、小型電子機器等の回収・リサイクルを進める上で参考になる情報（認定事業者に関する情報や分別回収を容易にする手法等）を提供するなど、自治体が参加しやすい環境を整備すること。
- (2) 小型家電リサイクル制度に関する国民への積極的な普及啓発を図るとともに、再資源化事業者が直接回収する場合における国民の費用負担についても十分考慮すること。
- (3) 小型電子機器等を効率的・効果的に回収するため、小売業者等による市区町村の区域を超えた広域的な回収についても促進を図ること。

拡大生産者責任の観点から、小型電子機器等の製造・販売事業者に対しても一定の役割・責任を課すとともに、資源使用量の削減を促進するための仕組みを構築すること。また、製品に使用される有用金属に関する識別表示など、再資源化事業者がリサイクルし易い仕組みを検討すること。

(説明)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、小型電子機器等の回収・リサイクルを実施するにあたっては、分別収集体制の構築や保管施設等の整備のほか、再資源化事業者への引渡しまでの収集・運搬等に係るコストは全て自治体の責任となっており、大きな負担となっている。このことから、参加自治体における回収・処理等のコストに過度の負担が生じないように財政措置を講じるとともに、自治体の制度参加を促進するため、小型電子機器等の分別回収を容易にする手法、各自治体等における先進的もしくは地域性を生かした取組事例の紹介、認定事業者やリサイクル技術等に関する情報を提供するなど、自治体が参加しやすい環境を整備することを求める。

また、制度に関して国民の理解・協力を促進するため、国による積極的な普及啓発を図るとともに、再資源化事業者が直接回収する場合における国民の費用負担についても、過度な負担となりリサイクルを阻害することのないよう十分考慮した方策を検討することを求める。

小型電子機器等を効率的・効果的に回収するために、自治体だけでなく小売業者等による広域的な回収促進を図ることを求める。

また、拡大生産者責任の観点から、費用負担も含め製造・販売事業者にも一定の役割・責任を課すことや、資源使用量の削減及び資源回収を促進するための仕組みを構築することを求める。

さらに、製品製造における有用金属等の資源投入量や関与物質総量等に関する情報提供、製品への有用金属等の含有に関する識別表示のほか、再資源化事業者がリサイクルし易い製品の設計・製造を促進するための仕組みを検討することを求める。

## 5 廃棄物の3R促進について

製造事業者の環境配慮設計に対してインセンティブを付与するなど、製造段階における省資源化・簡素化や製品の軽量化等を推進すること。また、リユース推進による環境面での効果を広く周知するとともに、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるよう実効策を講じること。

(説明)

廃棄物・リサイクル制度を拡大生産者責任と循環的利用を基調とするものに改め、環境配慮設計に対するインセンティブの付与や、リユース推進による環境面での効果を広く周知することにより、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるような実効策を講じることが求められる。

## 2 適正処理の促進について

### (1) アスベスト廃棄物の処理の現状と今後の動向に関する調査

#### ア 目的

今後九都県市内で大量に発生することが見込まれるアスベスト廃棄物の量を推計し、適正処理の方策・検討に資するため、処理の現状と今後の動向に関する調査を行う。

また、適正処理について、関係団体への周知や立入検査時の普及啓発についても検討する。

#### イ 平成26年度の実施

一都三県内の現状のアスベスト廃棄物発生量等とアスベスト建材の出荷量等から現状の処理状況の把握と今後のアスベスト廃棄物の発生量の推計を行う調査を実施し、関係団体への周知や立入検査時の普及啓発についても検討を進めることとした。

### (2) 電子マニフェスト普及促進事業

#### ア 目的

産業廃棄物の適正処理に資するため、電子マニフェストの運営事業者と連携して普及促進を図る。

#### イ 平成26年度の実施

多量排出事業者等の紙マニフェストの交付枚数の多い事業者及び処理業者を対象に、電子マニフェストの概要や導入のメリット等を説明し、導入促進を図る説明会を開催した。

平成26年10月～11月 実施（埼玉、東京、千葉、神奈川）

### (3) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム30）と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象に、積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	平成26年10月16日（木）
実施場所	関越自動車道 新座料金所下り線 首都高速道路 大井本線料金所 東名高速道路 横浜町田インターチェンジ 東関東自動車道 宮野木料金所下り線

### (4) 不用品回収業者の指導に関する検討

#### ア 目的

不用品回収業者により、行政区域を越えた廃棄物の回収が行われており、その手口も悪質・巧妙化していることから、九都県市において違法な不用品回収を減らすために情報交換や啓発方法の検討を行う。

#### イ 平成26年度の取組

環境省が平成25年度に全国の市町村に対して行った不用品回収業者に関する調査結果から、一都三県内の調査結果を抽出し、現状での自治体の実態の把握状況や指導体制等に関して情報交換を行い、啓発方法の検討を行うこととした。

### (5) 大地震発生時における災害廃棄物の受入れ施設の把握

#### ア 目的

首都圏で大地震が発生した際に生じる災害廃棄物の受入が可能な施設やその処理量等、処理体制の把握を行う。

#### イ 平成26年度の取組

災害廃棄物の処理体制の把握方法に関する検討を行い、国において進められている災害廃棄物の処理体制に関する検討についても注視しつつ検討を進めることとした。

## (6) 適正処理促進情報提供事業

### ア 目的

廃棄物の適正処理の促進に向けて、リサイクルスクエアの充実・利用促進や業界団体と連携した適正処理に関する情報提供及び九都県市間の情報共有化を図る。

### イ 平成26年度の取組

前年度に引き続き情報提供及び九都県市間の情報共有化を図った。

## (7) 廃棄物制度の見直し等に関する要望

廃棄物処理法、建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（国土交通省、環境省）に対して、平成26年12月中に要望することとした。

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書（案）

平成26年 月 日

環境大臣 望月 義夫 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

埼玉県知事 上 田 清 司

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 舛 添 要 一

横浜市 長 林 文 子

川崎市 長 福 田 紀 彦

千葉市 長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 加 山 俊 夫

(別紙)

## 廃棄物処理法等に関する制度の見直しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）については、その時々々の廃棄物問題を取り巻く状況等を踏まえ、度重なる改正が行われており、直近の主要な改正は平成22年度に実施されています。しかしながら、現下の厳しい経済情勢においては、産業廃棄物の処理費用削減をねらいとした不法投棄等の不適正処理の増加が今後も懸念されるどころであり、廃棄物適正処理の推進はその重要度を一層増しています。

また、廃石綿等やポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物といった有害廃棄物の処理対策や電子マニフェストの普及等については、現状において十分な推進がなされておらず、なお多くの課題が残されています。

九都県市首脳会議としては、不適正処理のない健全な資源循環型社会を早期に実現し、将来世代に良好な生活環境を引き継ぐことが、現代に課された使命であると考えます。そのためには、国及び地方公共団体が連携し、不断の努力をもって、これら個々の課題に対して効果的な制度の創設や運用の見直し等に努めなければなりません。

よって、このたび制度の見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

### 1 産業廃棄物処理施設の許可における審査基準の明確化

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にすること。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査基準における「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確にすること。さらに、この基準については、地域の実情に応じて都道府県及び政令市の裁量を認める規定も盛り込むこと。

(説明)

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎については、廃棄物処理法において、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」とされているが、環境省令（同法施行規則）においては、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とされているのみで具体的な基準が示されておらず、審査において苦慮している。産業廃



棄物処理業の許可についても同様であるが、経理的基礎については申請者の能力に係るものであり、自治体によって異なる基準により審査されることは望ましくなく、国により具体的かつ客観的な審査基準が明確に示される必要がある。

- (2) 同法において規定される「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」に関しても、周辺の施設の範囲や適正な配慮の具体的な内容が環境省令において定められておらず、(1)と同様に審査において苦慮している。このため、「適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確化する必要がある。さらに、環境保全上配慮する必要がある場所は、地域の実情によって異なるため、都道府県及び政令市が地域の実情に応じて判断する仕組みが必要である。

## 2 産業廃棄物処理施設設置許可の失効規定の新設

産業廃棄物処理施設の設置許可取得後、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合には、当該設置許可の効力が失効する規定を設けること。

(説明)

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたにもかかわらず、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない事案が生じている。このような場合においては、期間の経過により周辺環境の変化が生じ、当該許可を維持することが生活環境の保全上不適当となるおそれや、許可取得時に計画したものと同等の設備を調達できなくなったり設置完了時点の技術基準に適合しなくなったりするおそれがある。しかしながら、現行の制度では、このような場合において当該許可の効力を失わせることは困難である。

したがって、過去に設置許可を受けた施設であっても、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合にはその事実をもって、行政処分によることなく、当該設置許可の効力が失効する規定を設ける必要がある。

## 3 製造・販売事業者による適正な処理に関する措置

危険、有害、または破碎等が困難という理由から市区町村で適正処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造・販売業者等による回収・適正処理を義務付けしたシステムの構築を検討すること。

(説明)

市区町村による適正な処理が困難な一般廃棄物のうち、在宅医療廃棄物、廃スプリングマットレス等については、一部の事業者による回収・処理が行われている

るものの、いまだ業界全体として適正処理システムが確立、浸透されていないため、事業者による回収・適正処理システムを確立、促進するよう事業者指導の強化が必要である。

また、危険性・有害性の高い廃棄物（使い捨てライター、溶剤、塗料、化学薬品、農薬等）や破碎作業等が困難となる堅牢な廃棄物（スキー板及びサーフボード等のFRP製品、耐火金庫等）については、市区町村の廃棄物収集運搬及び処理過程において適正な処理が困難となっているうえに、製造者等による回収・適正処理も確立していないため、市区町村の一般廃棄物処理事業に支障をきたしており、拡大生産者責任の徹底の観点からも事業者による回収・適正処理システムを早期に確立することが必要である。

さらに、広域認定制度を積極的に活用するなど、事業者による回収・適正処理システムが円滑に機能するよう推進することが必要である。

#### 4 再生利用の促進について

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品、再生骨材等の再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じること。更に、日本工業規格に適合した溶融スラグは、製造する市町村以外の公共工事又は民間工事で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

なお、国の公共事業においても、再生資材の利用促進を図ること。

(説明)

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品、再生骨材等の再生資材については、現状においてはバージン材との競争力も乏しく、需要も少ない状態である。これらの状況を改善するため、グリーン購入制度の拡充など再生利用の促進を図るための措置が必要である。

一般廃棄物の溶融固化により得られた溶融スラグは、焼却灰の減容化に資するとともに、土木資材としても利用でき、最終処分場の延命化に一層効果的なことから、積極的に公共工事等へ利用するよう努めているところである。

九都県市内においては、今後、溶融施設の整備が進められ溶融スラグの製造量は増加することが見込まれているが、公共工事が減少していることもあり、溶融スラグを製造する自区内の公共工事だけではすべてを利用しきれない状況にあるため、他の市区町村や都県、国、民間工事などにおいてもより積極的に利用していくことが求められている。

平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号では、溶融スラグを製造する市区町村が自ら発注した公共工事で利用する場合と、それ以外の市区町村内や民間工事で利用する場合において廃棄物の処分に該当するか否かの扱いが異なっ

ているが、今後溶融スラグを各行政機関や民間企業などが土木資材として利用し、利用量を拡大していくためには、日本工業規格に適合した溶融スラグについては、廃棄物の処分に該当しないよう措置することが必要である。

再生骨材についても、建築物の建替需要の高まり等により、リサイクル材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生し、需給のギャップが生じている。このため、現場近傍の再資源化施設へのコンクリート塊の持込を拒否、制限されるなど、工事に支障が生じている例もある。今後も、社会資本の整備や更新によりコンクリート塊の発生量が増大することが見込まれることから、再生骨材の利用拡大に取り組む必要がある。

## 5 廃石綿等の対象範囲の拡大及び無害化処理の促進

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 建築物その他の工作物以外から生ずる石綿を含む産業廃棄物について、その性状が人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められる場合は、特別管理産業廃棄物としての廃石綿等に該当するよう、その対象範囲を拡大すること。</li><li>(2) 廃石綿等の無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の普及を促進すること。</li></ol> |
|---|

(説明)

- (1) 特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等については、平成 18 年政令第 250 号による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、その対象範囲が建築物その他の工作物へと拡大された。しかしながら、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある廃石綿等は、建築物その他の工作物以外にも、給食センター等で使用される業務用のガス釜、温蔵庫、冷蔵庫等並びに金庫及び電車の車体等といった多岐にわたる設備から発生するものであり、これらについては特別管理産業廃棄物と同様の取扱いにより適正に処理されるべきである。したがって、法における特別管理産業廃棄物としての廃石綿等の対象範囲の拡大が必要である。
- (2) 廃石綿等の無害化処理については、認定制度が設けられているが、民間事業者における認定の取得は進んでいない。廃石綿等の最終処分量を減少させて最終処分場の延命を図るためにも、国において無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の普及を促進する必要がある。

## 6 PCB 廃棄物の適正処理の推進

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 早期の PCB 廃棄物の適正処理の推進に向け、拠点的 PCB 廃棄物処理施設の処理能力を向上させるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の無害化認定施設を増設するなど処理体制を強化すること。</li></ol> |
|--|

- (2) 安定器等・汚染物を J E S C O 北海道事業所で処理することに伴う運搬費用及び処理費用の増加に対して、負担軽減措置を講じること。
- (3) 使用中の P C B 含有機器を含めて P C B 廃棄物の早期の処理を実現するため、P C B 廃棄物を適正に保管し処理する必要があることを含めた包括的な広報を実施すること。
- (4) 平成 26 年 6 月に変更された国の「P C B 処理基本計画」で都道府県市の役割とされた未届者の掘り起こし調査について、財政措置等を講じること。

(説明)

- (1) P C B 廃棄物については、P C B 特別措置法施行令の改正により処理期限が平成 28 年 7 月から平成 39 年 3 月に延長された。しかしながら、保管中の漏えいリスクが高まるなど環境保全の見地からも、可能な限り早期に P C B 廃棄物を処理する必要がある。全国 5 か所の拠点的 P C B 廃棄物処理施設について、設備を拡充し処理能力を向上させる必要がある。

また、低濃度 P C B 廃棄物については、現在、全国で環境大臣認定を受けた 17 事業者及び都道府県知事許可を受けた 2 事業者が稼働しているところであるが、絶縁油と容器を合わせた処理ができる施設が 7 施設のみであり処理が進んでいない。国の積極的な関与により早急に容器処理も含めた無害化処理施設を増設するなど、一層その処理体制を強化する必要がある。特に、P C B が漏えいしている機器等については、緊急に処理されるべきであり、一刻も早い処理体制の構築が必要である。

- (2) J E S C O 東京事業所で予定していた安定器等・汚染物の処理が十分に機能しなかったため、平成 26 年 6 月に変更された P C B 廃棄物処理基本計画において、東京事業所管内の安定器等・汚染物は北海道事業所で処理されることとなった。これにより、保管事業者は北海道事業所までの多額の運搬費用を負担しなければならない。加えて、当初東京事業所で 1,810 円/kg とされていた処理費用が北海道事業所で処理することで 30,240 円/kg となり保管事業者の負担がかなり重くなるため、P C B 廃棄物処理の推進に支障をきたすおそれがある。東京事業所での安定器等・汚染物の処理の中止は国及び J E S C O の責任であるため、運搬費用及び処理費用の増加に対して、負担軽減措置を講じingことを求める。

- (3) 現在、事業者において保管中の P C B 廃棄物については、特別措置法により届出が義務付けられているが、保管事業者の認識不足により、いまだなお多くの P C B 廃棄物が届出されないまま保管されているおそれがある。また、届出の対象となっていない使用中の P C B 含有機器についても、機器の使用中止を促し適正に処理する必要がある。そのため、経済産業省が保有する P C B 電気工作物データを活用し、使用中の事業者等へ平成 39 年 3 月の処理期限を見据え

たPCB含有機器の処理方法を周知するなど、関係省庁を含めた包括的な広報を実施する必要がある。

- (4) 平成26年6月に変更された国の「PCB処理基本計画」で都道府県市の役割とされた未届出者の掘り起こし調査は、実施にあたり都道府県市にとってかなりの財政負担となるが、その負担について考慮されていない。処理期限内処理のために掘り起こし調査の実施を担保するためには、自治体に過度の負担が生じないようにするとともに、調査に必要な支援を行う必要がある。

## 7 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストについては、平成25年10月に「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」が策定され、普及拡大に向けて取組を進めているところであるが、ロードマップに従い着実に取組を進めるとともに、国において加入の義務化を図ること。

(説明)

電子マニフェストについては、マニフェストの偽造等を防止することで廃棄物適正処理の推進に役立つことや、平成20年4月から開始されたマニフェスト交付等状況報告制度において報告の必要がなく、事業者及び自治体の事務負担の軽減に役立つことから、その普及が望まれる。平成25年10月には国が「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)において設定された「平成28年度において利用割合を50%に拡大する。」という目標達成に向けて、様々な取組が行われているところである。

今後はロードマップに従い着実に普及拡大の取組を進めるとともに、国において加入の義務化を図ることが必要である。

## 8 産業廃棄物の不法投棄等原状回復に対する支援策の改善・充実

- (1) 不法投棄等に起因する支障除去等を円滑に進めるため、産業廃棄物適正処理推進基金について、必要額を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 地域の生活環境の保全上著しい支障が懸念される場合に、緊急な対応が可能となるように制度の改善を図ること。

(説明)

- (1) 都道府県等が、産業廃棄物の不法投棄等の支障除去を行った場合は、産業廃棄物適正処理推進センターが、産業廃棄物適正処理推進基金(以下「基金」という。)を活用して支援を行うとされている。しかし、基金の財源状況等により

支援が受けられない場合は、都道府県等が除去費用の全額を負担することとなるため、本来、支援が受けられる事案が排除されることがないように、基金について必要額を確保することが必要である。

また、事前に行う環境への影響調査等は支障除去事業には欠かせないものであるが、これに要する経費は支援事業の対象外となっている。これらの経費についても支援対象とするとともに、平成 25 年度から引き上げられた支障除去費用の都道府県等の負担割合を従来どおりにするなど、都道府県等の負担が増すことのないよう制度の拡充を図る必要がある。

- (2) 現行制度において支援を受けようとする場合は、原則として事前に詳細な環境への影響調査等を行い、その後、事前審査を経て支援の決定を受けてから行政代執行を実施するとされているため、生活環境の保全上の支障が発覚してからその除去まで相当の時間を要することとなる。

このため、基金の活用を速やかに行えるよう事前の環境調査や事前審査等の手続きの簡略化を図るとともに、緊急な対応が求められる事案については事前着工分も審査対象に含めるなど制度の改善が必要である。

## 9 廃棄物処理施設の地震・水害対策等に対する助成制度の拡充について

<p>廃棄物処理、処分施設の地震・水害対策を含めた強靱性を高めることについて、循環型社会形成推進交付金の対象を拡充すること。</p>
--

(説明)

平成 25 年 5 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、地域の核となる廃棄物処理施設については、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、強靱性を確保することとしている。

また、廃棄物処理施設を通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点とするため、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保することも求められている。

こうしたことから、積極的な強靱化策、具体的には、既設焼却施設の基幹設備に対する補修、焼却施設や処分場排水処理施設などの津波被害対策などが必要となる。しかしながら、26 年度の交付金制度では、災害対策は、高効率エネルギー回収に伴う場合にのみ交付対象となっている。

災害時において、廃棄物処理施設としての能力を維持するため、既存の焼却施設、処分場排水処理施設等における基幹設備の補修や津波対策など強靱化に資する単独の整備であっても、循環型社会形成推進交付金の対象事業とすることが必要である。

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書（案）

平成 26 年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏 様  
環境大臣 望月 義夫 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒岩 祐治

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事 舛添 要一

横浜市 市長 林 文子

川崎市 市長 福田 紀彦

千葉市 市長 熊谷 俊人

さいたま市 市長 清水 勇人

相模原市 市長 加山 俊夫

(別紙)

## 建設リサイクル法等に関する制度の見直しについて

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）については、平成 14 年に完全施行されて以来、特定建設資材をはじめとする建設廃棄物の再資源化率の向上に大きく寄与していますが、一方で、不法投棄全体における建設廃棄物の割合は依然として 7 割前後を占めており、建設廃棄物の適正処理についてはより一層の推進が必要です。

九都県市首脳会議では、建設リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関して、廃棄物適正処理の推進に効果的と考えられる制度や運用等を協議しており、このたび、見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

### 1 建設廃棄物の総合的管理による不法投棄対策

建設廃棄物の不法投棄を防止するため、解体工事等から処分に至るまでの廃棄物の流れを総合的に管理するとともに、適正処理に必要な費用が確実に支払われる制度を導入すること。

(説明)

建設リサイクル法の完全施行後、建設廃棄物の不法投棄は減少しているが、不法投棄全体における建設廃棄物の割合はなお大きな割合を占めており、更なる不法投棄対策のための制度及び施策が必要である。

九都県市首脳会議では、平成 19 年に建設廃棄物の総合的管理による不適正処理の防止について要望を行っており、中央環境審議会の「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について一とりまとめ」（平成 20 年 12 月）においても、建設廃棄物の流れの「見える化」について検討すべきとされている。

今後、建設廃棄物の総合的管理を検討するに当たっては、既存の電子マニフェストシステムを効率的に利用すること、現行の廃棄物処理法においてマニフェスト交付の対象とならない自己運搬及び自己処分についても当該管理システムにおいて報告の対象とすること、適正処理に必要な費用が確実に支払われる仕組みを導入すること及び建設廃棄物の流れについて関係者や行政が把握できるようにすること等を具体的に制度化し、効果的な仕組みとする必要がある。



## 2 建設発生木材の再資源化等に関する指針の策定

建設発生木材の適正な再資源化等及び再資源化物の活用を促進するため、建設発生木材の再資源化等の方法、処理基準及び再資源化物の活用方法等に関する指針（ガイドライン等）を策定すること。

（説明）

建設リサイクル法により再資源化等が義務付けられている特定建設資材のうち、建設発生木材については、コンクリートやアスファルト・コンクリートに比べて再資源化率が低迷している。

また、再資源化（熱回収を含む。）の方法、再資源化完了の判断、薬剤処理された木材の適切な再資源化の方法等が定められてなく、再資源化物の規格や活用方法等についても不明確である。

建設発生木材の適正な再資源化等を推進するためには、再資源化等の方法、処理基準、再資源化物の規格及びその活用方法等に関する指針（ガイドライン等）を定めるとともに、再資源化物の需要を喚起し、循環利用先を拡大する必要がある。

## 3 建設汚泥の発生抑制及び再資源化の推進

建設廃棄物のうち、再資源化が低迷し、最終処分量で大きな割合を占める建設汚泥について、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の対象とならない民間工事においても発生抑制及び再資源化を推進するため、法により、工事間利用等の再生利用や再資源化を義務付けること。

（説明）

建設汚泥については、再資源化が低迷し、産業廃棄物全体の最終処分量において大きな割合を占めているため、発生抑制及び再資源化の推進が必要である。国土交通省直轄の公共工事で発生する汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」により、その再生利用に努めることとされているが、当該ガイドラインの対象とならない民間工事で発生するものについても、発生抑制及び再資源化を推進する必要がある。

建設汚泥は建設資材には当たらないものとされているが、建設リサイクル法で再資源化等が義務付けられる特定建設資材と同様に、法令により再資源化等を義務付ける必要がある。

#### 4 解体工事の工程に係る分別解体等の一層の徹底

**解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること。**

(説明)

石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されている。

しかし、これまで再生骨材の中に石綿含有建材が混入した例があり、今後もがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあることから、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では限界がある。

がれき類や下ごみ等の建設廃棄物に石綿含有建材の混入を防止するため、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等が徹底されるような抜本的な法制度の見直しを行うことが必要である。

#### 5 解体系廃石膏ボードのリサイクル促進

**建築用内装材料等として広く用いられている石膏ボードのリサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法の特定建設資材として石膏ボードを指定すること。**

(説明)

石膏ボードは建築用内装材料等として広く用いられている。しかし昨今の景気の低迷から、他の廃棄物との混合破砕などにより、不適正処理が横行しつつあるとの指摘もあり、また、管理型処分場での処分が義務付けられたことから、管理型処分場逼迫の懸念材料にもなっている。

廃石膏ボードは年間百数十万トン排出されているが、今後さらに増加する見込みであり、そのリサイクル及び適正処理を推進していくことが強く求められている。

廃石膏ボードのリサイクルが進まない大きな要因の一つに、解体系廃石膏ボードをリサイクルする仕組みが確立されていないことが挙げられる。

国土交通省においては、廃石膏ボードの再資源化を目的にした「現場分別解体マニュアル」を作成し、建築物の解体工事や改修工事における石膏ボードの分別解体、管理方法について手順をまとめたところであるが、解体系廃石膏ボードのリサイクルを促進するためには、リサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法において「特定建設資材」に指定されることが必要である。

## 環境分野における国際協力（報告）

【事業名】 平成26年度青年研修事業「ミャンマー／都市環境管理」コース

【受入期間】 平成26年8月28日から平成26年9月11日まで

【研修員】 15名

国名	人数	性別	所属 / 職位
ミャンマー	15	男	環境保全・森林省 森林部 / 森林監視員
		女	環境保全・森林省 環境保全部 / 副スタッフオフィサー
		男	環境保全・森林省 環境保全部 / 副スタッフオフィサー
		男	環境保全・森林省 乾燥地帯緑化部 / 森林監視員
		女	鉄道省 道路交通部 / 課長代理
		女	鉄道省 道路交通管理部 / スタッフオフィサー
		女	建設省 マンダレー地区公共事業 / アシスタントエンジニア
		女	建設省 人間居住及び住宅造成部 / アシスタントエンジニア
		男	ヤンゴン市開発委員会 管理部 / 行政官補佐
		女	ヤンゴン市開発委員会 プレイグランド 公園及び庭園部 / サブアシスタントエンジニア
		女	ヤンゴン市開発委員会 汚染防止及び浄化部 / サブアシスタントエンジニア
		女	マンダレー市開発委員会 道路及び橋梁部 / ジュニアエンジニア
		女	マンダレー市開発委員会 浄化部 公衆衛生部門 / 医官
		男	ネーピードー開発委員会 汚染防止及び浄化部 / アシスタントスーパーバイザー
男	ネーピードー開発委員会 エンジニアリング部 / セCONDアシスタントエンジニア		

### 【研修日程】

月日	曜日	時間帯	研修内容	担当
8/28	木	午前	開講式 挨拶、自己紹介、日程および研修の流れの説明、カントリーレポート発表会	JICA横浜 九都県市
		午後	カントリーレポート発表会	
8/29	金	午前	講義 日本国における環境行政	環境省 神奈川県
		午後	講義 地方自治体における環境行政	
8/30	土	終日	自主研修日	
8/31	日	終日	自主研修日	
9/1	月	午前	講義 視察 「廃棄物処理行政の取組について」、「プレパークさかえ」	横浜市 千葉市
		午後	講義 視察 「廃棄物処理行政の取組について」、「新港クリーンエネルギーセンター」	
9/2	火	午前	講義 視察 「閉鎖系湖沼における水質保全対策」、「手賀沼親水広場」	千葉県
		午後	視察 「北千葉導水ビジターセンター」、「逆井河川浄化(りん除去)施設」	
9/3	水	午前	講義 視察 「廃棄物の適正処理とリサイクルの促進について」、「環境整備センター」、「彩の国資源循環工場」	埼玉県
		午後	講義 視察 「森林の保全・循環利用について」、「寄居林業事務所」	
9/4	木	午前	講義 視察 「廃棄物の最終処分に係る取組について」、「ニッ塚廃棄物広域処分場」	東京都
		午後	視察 「ニッ塚廃棄物広域処分場」、「東京たまエコセメント化施設」、「谷戸沢廃棄物広域処分場」	
9/5	金	午前	講義 視察 「河川に関する展示により河川環境を守り育てる心をはぐくむ施設」、「相模川ふれあい科学館」	相模原市
		午後	講義 視察 「ダム湖における水質保全の取組」、「宮ヶ瀬ダム」	
9/6	土	終日	自主研修日	
9/7	日	終日	自主研修日	
9/8	月	午前	講義 視察 「し尿処理について」、「大宮南部浄化センター」	さいたま市
		午後	講義 視察 「下水処理について」、「下水処理センター」 「高度下水処理について」、「さいたま新都心浄化プラント」	
9/9	火	午前	講義 視察 「大気環境行政について」、「川崎市環境総合研究所」	川崎市
		午後	講義 視察 「環境教育や市民活動支援の取組について」、「エコ暮らし未来館」、「川崎大規模太陽光発電所」、「資源化処理施設」	
9/10	水	終日	総括レポート等の作成・発表準備	神奈川県
9/11	木	午前	総括レポート発表会	JICA横浜 九都県市
		午後	閉講式 総括レポート発表会、評価会、パーティー	



(イ) 冬季の取組 (予定)

a 作成物・作成枚数

B 3判 8,900 枚、B 1判 100 枚

b 配布・掲出箇所

(a) J R 東日本の首都圏在来線車両 (まど上)

京浜東北線・根岸線、横浜線、南武線、鶴見線、相模線、埼京線、りんかい線、山手線、常磐線、中央線快速、中央総武線各駅停車、京葉線、青梅線、五日市線、武蔵野線、横須賀・総武線、宇都宮・高崎線、東海道線

(b) 私鉄主要駅

小田急線、東急線、京王線、京成線、東武線、西武線、京浜急行線の  
67 駅

c 掲出期間

平成 26 年 12 月 1 日～平成 26 年 12 月 14 日

(ウ) 普及啓発グッズの配布

各都県市のイベント等を通じて、間伐材マグネットを配布した。



(2) 広域的取組との連携

関西広域連合・中部圏知事会・四国地球温暖化対策推進連絡協議会と連携して普及啓発を実施

(3) ホームページを活用した情報提供 (<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>)

節電及び地球温暖化防止に係る普及啓発活動、各都県市における節電の取組、関係機関の節電に関する情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報などを掲載することで、住民や事業者などへの啓発を行った。

## 平成26年度 適応策の施策化プロセスの検討の概要

### 1 趣旨

温暖化対策として取り組む必要がある適応策は、国内では具体的な施策化の手法は確立されていない。さらに、影響分野が広範にわたることや、気候変動予測には不確実性が伴うことから、各分野における具体的な検討の着手が難しく、企画立案・実施にまで至らないといった課題がある。

そこで、本取組では、今後の各都縣市での適応策の実施を促進するため、関連部署と連携して円滑に適応策の検討に着手するための具体的手法の確立を目指す。

### 2 取組内容

#### (1) 概要

地球温暖化対策担当者に、影響の及ぶ関連施策の担当者及び適応政策に係る研究者を加えたブレインストーミングによるワークショップで、既存施策に対する気候変動の影響及びその対策の洗い出しから入る適応策の検討手法について、事例を設定して実施し、その手法の有効性を検証した。

#### (2) 検討メンバー

- ・ 地球温暖化対策担当者
- ・ 住宅施策、高齢者福祉施策、熱中症施策担当者（事例検討）
- ・ 適応政策に係る研究者

#### (3) 検討経過

##### ア 地球温暖化対策担当者による検討（第1回、第2回）

ヒートアイランド対策を対象に、将来の気候変動を想定した影響の広がり対策を検討した。

検討に当たっては、気候変動リスクのほか高齢化や単身世帯の増加など様々なリスクを加えて網羅的に将来影響を把握し、議論した。

##### イ 関連施策担当者を加えた事例検討（第3回、第4回）

「ア」における議論を踏まえ、さらに具体的な議論を進めるために、架空の住宅団地を事例として設定し、関連施策担当者を加えて検討した。

### 3 取組の成果等

#### (1) 成果

以下により、今回の取組は適応策の施策化に向けた検討に着手する手法として有効であることが確認できた。

- ・ 気候変動予測を直接利用せずに、簡易に実施できることから、適応策の検討に着手しやすい。
- ・ 具体的な事例に基づき検討することで、参加者の気候変動リスクへの理解を促進する効果があった。
- ・ 関連施策担当者を交えることで、気候変動のみでなく多くのリスクや脆弱性を複合的に考慮でき、トレードオフや相乗効果などの観点も含めた広い視野での検討ができた。

\*トレードオフの例：熱中症対策として適切なエアコンの使用を推奨しているが、  
エアコンの使用はエネルギー消費量の増加に繋がるため、省  
エネ対策に影響を与える など

\*相乗効果の例：集会所等を活用してクールスポットを設置することは、「熱中症  
対策」「省エネ対策」「コミュニティづくり」など複合的に効果  
がある など

#### (2) 適応策の実施に向けて考慮すべき事項

- ・ 今回のプロセスは定性的な検討であるため、案出された適応策の実施にあたっては、費用対効果の分析など、必要に応じてさらに詳細かつ定量的な検討が必要となる。
- ・ 適応策を具体的な施策に位置づける際には、今回設定した個別施策の範囲を超える、より広い視野でのトレードオフや相乗効果の検討を行う必要がある。

### 4 今後の取組

今後は、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、各都県市の取組状況について情報共有を行っていく。

## 平成 26 年度 再生可能エネルギーの導入促進事業の概要

## 1 再生可能エネルギー活用セミナー

## (1) 目的

太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的とし、有望なエネルギー源として期待される太陽熱利用について導入が進んでいないことから、事業者等を対象に太陽熱利用のメリットや普及策について紹介するセミナーを開催し、太陽熱利用の理解を深め、導入機運の向上を図る。

## (2) 開催日等

開催日	担当都県市	定員数
10月6日(月)	東京都	250名
10月16日(木)	神奈川県域(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市)	100名
10月24日(金)	千葉県域(千葉県、千葉市)	200名
10月31日(金)	埼玉県域(埼玉県、さいたま市)	200名

合計 750名

## (3) セミナー内容

- ・「今知りたい！太陽熱利用～太陽熱利用のメリットや普及策の紹介」  
講師：ソーラーエネルギー利用推進フォーラム職員
- ・各都県市の再生可能エネルギー導入の取組についての紹介等

## 2 太陽熱等再生可能エネルギーの普及啓発（予定を含む）

## (1) 目的

太陽熱利用機器等を含む再生可能エネルギーの導入について、事業者や住民を対象として、魅力を認識してもらうための効果的な普及啓発を図る。

## (2) テーマ

「熱は熱で」

(「給湯や暖房など比較的低温で利用される熱は、なるべく太陽熱などの再生可能エネルギーによって生み出される熱で賄いましょう」という考え方)

## (3) 取組内容

## ア YouTube 冒頭動画広告による普及啓発

視聴者がYouTube内で見たい動画が流れる直前に「熱は熱で」動画（平成25年度作成）を30秒間配信（5秒間の強制視聴後にスキップ可能）し、太陽熱利用に関する普及啓発を実施した。

<広告条件等>

年齢	25～64歳
性別	男女問わず
時間帯	18～24時
視聴回数	15万回
配信時期	9月下旬から3ヶ月間（限度額に達した場合はその時点で配信終了）



その他 動画をクリックすると、九都県市環境問題対策委員会の太陽熱利用のホームページへリンクする。

(動画のスクリーンショット)



イ 「熱は熱で」動画に関連したチラシの作成・配布

動画の内容を紙媒体で配布することにより、YouTubeの視聴者以外にも周知を図った。

・チラシの作成 18,000部(9都県市×2,000部、A4 カラー両面印刷)

### 3 事業所等への太陽光発電設備の導入促進に関する研究(予定を含む)

#### (1) 目的

平成25年秋の首脳会議において、神奈川県から提案した標記テーマについて、国へ要望するだけでなく、九都県市としても独自に研究を重ね、研究成果を首脳会議へ報告する。

#### (2) 取組内容

- ・担当国会議(研究会)の開催(計4回)
- ・専門家からの助言
- ・研究成果のまとめ
- ・国に対する要望文(案)の作成

#### (3) 今後の取組

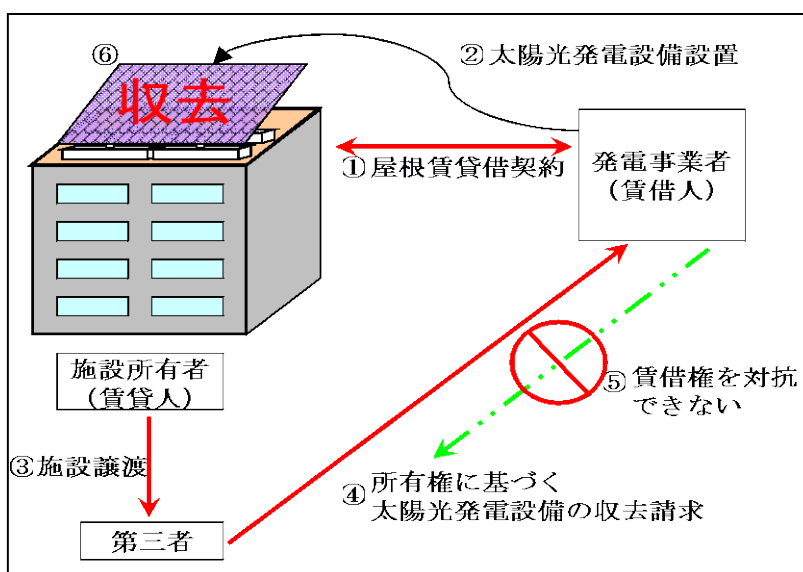
- ・「事業所等の太陽光発電設備の導入促進について」国へ要望する。
- ・その後は、国の動向を注視し情報収集に努めるとともに、必要に応じて意見交換を行っていく。

## 事業所等への太陽光発電設備の導入促進について（概要） 「屋根貸し」による太陽光発電事業 ～屋根賃借権の対抗について～

### 1 「屋根貸し」による太陽光発電事業の現状と課題

（現状と課題）

太陽光発電の普及拡大に、「屋根貸し」による太陽光発電設備の設置が新たなビジネスモデルとして期待されている。しかし、屋根のみを対象とした賃借権の登記制度は存在しないため、施設所有者（賃貸人）が、第三者に当該施設を譲渡してしまうと、賃借人は当該第三者に賃借権を対抗（主張）することができず、法的安定性を欠くビジネスモデルとなっている。



### 2 これまでの取組

(1) 第 64 回九都県市首脳会議合意による国への要請

- ・平成 25 年 11 月 26 日に経済産業省へ提出。

(2) 環境問題対策委員会による研究

- ・これまでに担当者会議（研究会）を 4 回開催した。
- ・対応策について、各都県市による意見交換を実施するとともに専門家からの助言を得た。（次頁参照）
- ・これまでの研究を基に国に対する要望書（案）を作成した。

### 3 研究内容

	方策1	方策2	方策3
対応策	既存登記制度への追加	登録制度の創設	占有による対抗要件の付与
	「屋根」のみを対象とした賃借権の登記制度を整備する。	屋根賃借権の登録制度を創設する。	屋根を借りた発電事業者が太陽光発電設備を設置する行為をもって、借地借家法31条1項にいう「借家」としての引渡しがあったと拡張解釈する。
手法	法改正 (不動産登記法)	新法	拡張解釈 (借地借家法)
メリット	—	不動産登記法上の「建物」概念に影響を生ぜしめない。	不動産登記法上の「建物」概念に影響を生ぜしめない。
デメリット	法改正が必要。 「屋根」を「建物」とは別個の不動産として取り扱うこととなり、不動産登記法上の「建物」概念と相容れない。	新法制定が必要。	借地借家法の趣旨（一般的に弱い立場にある土地や家の借主の保護）から逸脱している。

#### (1) 各都県市による主な意見

##### (方策1)

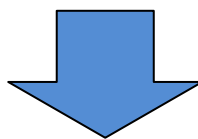
- ・屋根と建物の双方に権利を設定する場合の同一施設に対する権利の取扱い整理など、法改正手続きも含め、期間・内容ともに現実的には難しいと考える。
- ・不動産登記法の趣旨からすると、建物の一部位（屋根面）の所有権や賃借権を登記できるよう制度改正することは考えられない。

##### (方策2)

- ・登録制度を創設し実際に運用するには時間がかかるため、固定価格買取制度により「屋根貸し」発電事業が成り立っている現状では、買取価格が下落した時に事業として成り立たなくなり、「屋根貸し」発電事業のニーズがなくなってしまう。
- ・屋根は建物と一体不可分であるが、建物のうち屋根のみを独立して捉えることを新法で整理できるのであれば、望ましい。

##### (方策3)

- ・3つの対応策の中では最も現実的な対処である。ただし、拡張解釈は国から通知・通達でひろく周知する必要がある、一般的な理解を得なければならない。
- ・屋根は建物と一体不可分であるが、屋根の引渡しをもって建物の引渡しと解釈することは、屋根のみならず建物全体の賃借権に発展する可能性があり、実体と乖離する。



対応策	方策4
	占有による対抗要件の付与
	屋根を借りた発電事業者が、太陽光発電設備を設置する行為をもって、屋根の賃借権に関する対抗要件の具備を認める新法を制定する。
手法	新法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記法上の「建物」概念に影響を生ぜしめない。</li> <li>・登記制度・手続が不要。</li> </ul>
デメリット	新法制定が必要。

(2) 専門家による助言

＜NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 理事長（弁護士）＞

- ・屋根貸し事業を普及させるには、事業採算性の確保が重要である。
- ・方策1については、屋根を建物と同様に取り扱うことは、制度の大幅な変更が必要であるため、現実的な対応ではない。
- ・方策2については、制度の実施にあたって、新たにすべての屋根を登録することは、コストもかかるなど現実的な対応ではない。
- ・方策3については、法運用の解釈となり、裁判所での判断を待つことになるため相当な時間を要することになる。
- ・また、借地借家法では借主の権利が強く保護されており、屋根貸しにおいては貸主とのバランスが確保できない。
- ・屋根のみを対象とした賃借権に対抗要件を付与する制度を検討するにあたっては、貸主側と借主側の双方にとって、バランスよく制度設計していく必要がある。
- ・こうした点から、新法を制定する方策4が望ましい。また、屋根貸し事業に特化した議論とし、論点を明確化するためにも方策4による対応が望ましい。

(3) 研究会としての研究結果

これまでに研究会で示した方策案の中から、各都県市の意見や専門家から助言をもとに議論し、方策4による方法が望ましいとの結論を得た。

## 事業所等への太陽光発電設備の導入促進についての要望書（案）

再生可能エネルギーの普及拡大は、原子力発電の依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策などの観点から極めて重要であり、特に太陽光は地域的偏在や設置場所の制約が少なく、導入ポテンシャルも大きいことから、重点的に導入を促進していく必要がある。

太陽光発電の普及拡大に、「屋根貸し」による設置が新たなビジネスモデルとして期待されているが、事業所等の民間施設を活用して「屋根貸し」太陽光発電事業を行う場合、事業所等の倒産などにより発電事業が継続不能となるリスクがある。

こうした状況を踏まえ、「屋根貸し」太陽光発電の導入を促進するため、次の点について要望する。

「屋根貸し」による太陽光発電設備の設置について、民間施設においては、倒産等により設備を設置した建物が処分された場合、屋根の賃借権を第三者に対抗できないというリスクがあるため、本格的な普及に至っていない。そこで、そうしたリスクを軽減し、「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するために、特別法の制定など必要な法整備を行うこと。

それまでの間は、建物が処分されて損害が発生した場合に、それを補填する取組の一つとして、例えば業界団体の会員が負担金を拠出し、損害を受けた事業者に互助会的に補填することも考えられる。こうした制度を整備するために、国がイニシアティブをとるとともに、財政的支援を行うこと。

平成26年 月 日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒	岩	祐	治
	埼玉県知事	上	田	清	司
	千葉県知事	森	田	健	作
	東京都知事	舛	添	要	一
	横浜市 長	林		文	子
	川崎市 長	福	田	紀	彦
	千葉市 長	熊	谷	俊	人
	さいたま市長	清	水	勇	人
	相模原市長	加	山	俊	夫

## 平成 26 年度 水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議の概要

### 1 会議の設置に至る経過

水素エネルギーの利活用を本格化するためには、水素の安全性に関する理解の促進や水素ステーションの整備などが必要であることから、安全性についての普及啓発の強化、水素社会の実現に向けたロードマップの着実な推進、水素ステーション整備促進に向けた財政支援及び規制緩和、燃料電池自動車の購入等補助制度の創設、人材育成支援等について、平成 26 年春首脳会議において、九都県市の意見を取りまとめ、国に対して要望した。

また、同会議において、九都県市における連携の方策について、環境問題対策委員会で検討することとされたことから、水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議が設置されることになった。

### 2 会議の設置日及び開催日

会議の設置日	6月	5日(木)
1回目会議開催日	7月	9日(水)
2回目会議開催日	8月	22日(金)

### 3 これまでの取組について

- ・パンフレットの作成について

次の内容のパンフレットを作成し、各都県市のイベント等で活用して配布(予定を含む)

内容 水素社会実現の意義

水素エネルギーの有用性

水素を安全に使用するための対策 など

作成部数 30,000部

大きさ A3 二つ折り カラー印刷

完成時期 平成 26 年 10 月末

### 4 今後の取組について

次の事項について検討

- ・普及啓発における連携方策

(九都県市共同で開催するイベントの場所や内容をどうするか)

- ・水素ステーションの効果的誘導方策について

(バランスの取れた配置など)

- ・規制緩和についての国への働きかけについて

(水素ステーションの設置に係る関係法令の規制について)



# H<sub>2</sub> 水素社会がやってくる!

水素は、多種多様なエネルギー源から製造が可能であり  
 利用段階で二酸化炭素を排出しない究極のクリーンエネルギーとして  
 エネルギーの安定的な確保や環境負荷の低減などに  
 大きく貢献することが期待されているエネルギーです。

わたしたちの暮らしの様々な場面で  
 水素が安全・安心に活用される「水素社会」の実現に向け  
 九都県市においても普及啓発に取り組んでいます。



## 九都県市首脳会議

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

九都県市首脳会議では、首都圏における広域的な課題の解決に向けて、協調した取組を進めています。



# 水素のつくりかた

水素は、石油や天然ガス等の化石燃料、化学工場や製鉄所の製造過程から発生した副生ガス、バイオマスで発生したガス、風力、太陽光等の自然エネルギーから製造が可能です。

## 水素の製造方法

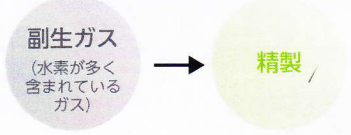
### 化石燃料

水蒸気改質法、部分酸化法、自己熱改質法などがある



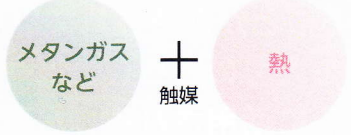
### 工業プロセスの副産物

コークス炉ガスなど



### バイオマス

バイオマス→メタンガスなど



### 自然エネルギー

太陽光、風力など→電気

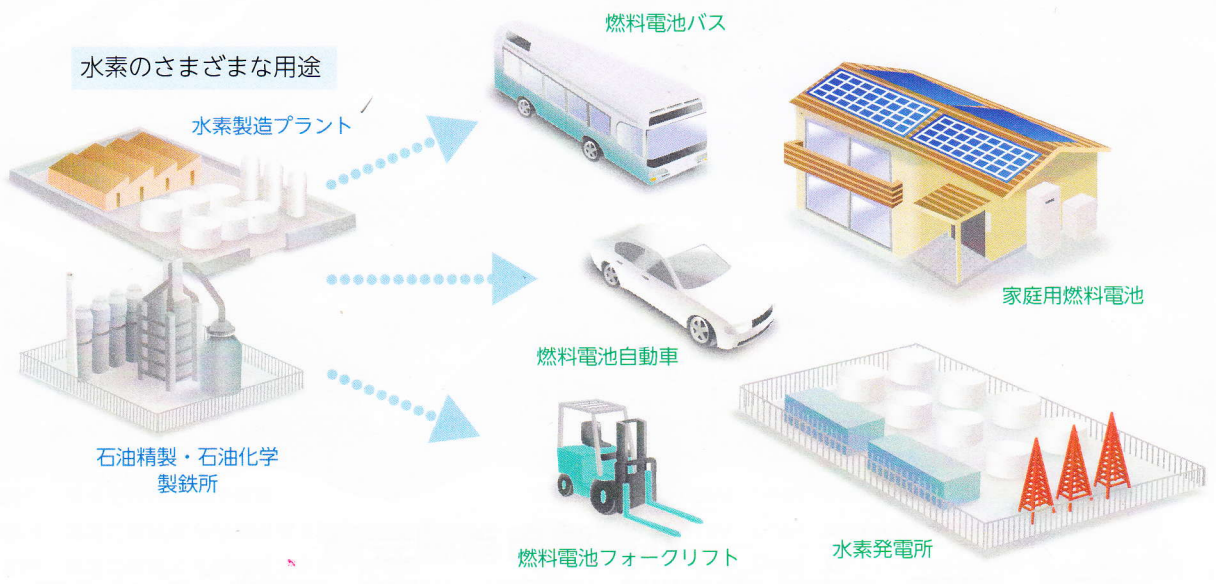


# 水素がより身近なものとなります

水素は、従来から化粧品や洗剤の原料として使用されるなど、私たちの身近にあります。また、石油コンビナートや製鉄所などで工業用にも大量に使用されています。

水素と酸素を化学反応させて電気を取り出す燃料電池は、技術開発が進み実用化の段階に入っており、2014年度内に発売が開始される燃料電池自動車や、既に普及が始まっている家庭用燃料電池（エネファーム）など、様々な用途での普及が期待されています。

## 水素のさまざまな用途



## 燃料電池自動車

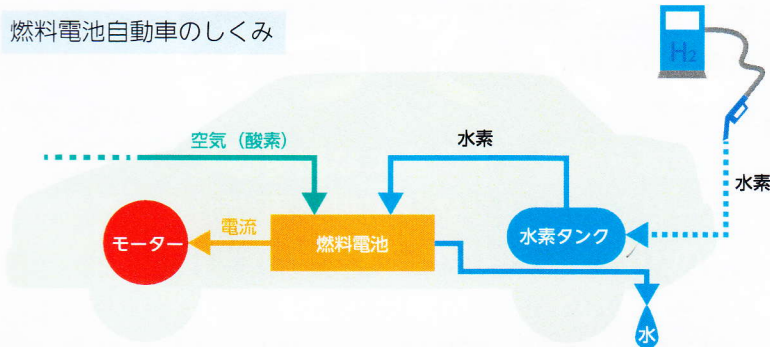
水素と酸素を化学反応させ発生した電気でモーターを回して走る車です。

ガソリン車と比べ、騒音や振動が少ない上、二酸化炭素を排出せず、水だけを排出します。

1回水素を満タンに入れると、ガソリン車並みに長距離走ることが可能です。

水素ステーションで水素を満タンにする時間も約3分と、ガソリン車とほぼ同じです。

燃料電池自動車のしくみ

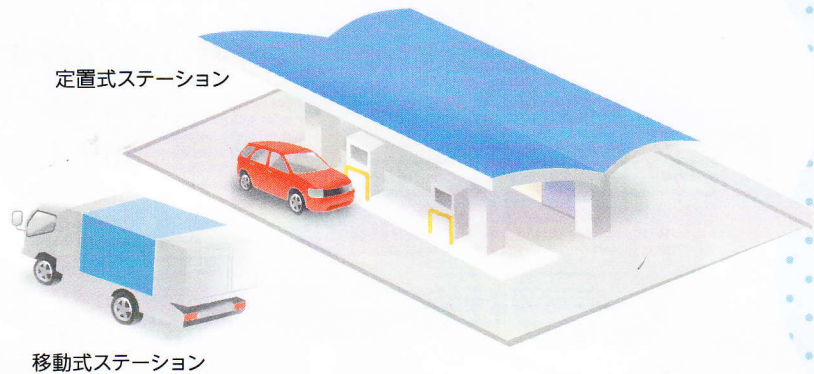


## 水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給する施設です。

定置式ステーションと移動式ステーションがあります。

大都市を中心に整備が始まっています。

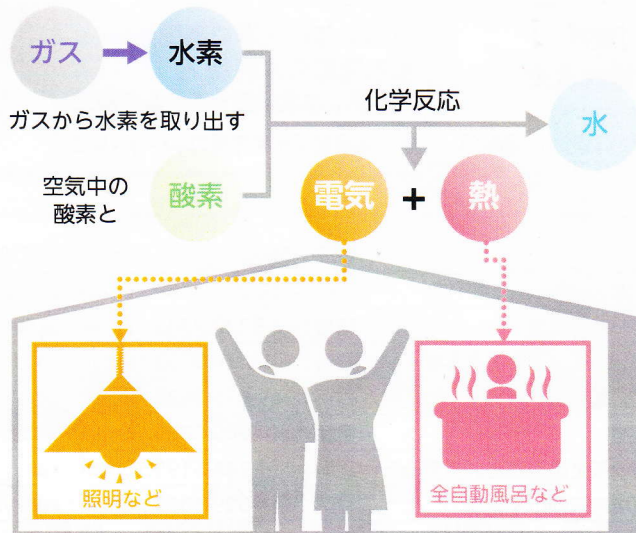


## 家庭用燃料電池（エネファーム）

天然ガスなどから、家で使う電気とお湯を一緒につくりだすシステムです。

天然ガスなどから水素を取り出す段階でCO<sub>2</sub>は発生しますが、エネルギー効率が約80%と高く、ガスを燃やさないので、地球温暖化の原因となっているCO<sub>2</sub>の排出量を大幅に抑えることができます。

家庭用燃料電池のしくみ





## 水素 は、正しく管理すれば安全なエネルギー

燃料電池自動車や水素ステーションには、水素を安全に管理するための仕組みがあります。例えば、燃料電池自動車のタンクの中の水素は、約70MPaですが、タンクは105MPaの耐圧試験をクリアしています。

また、水素ステーションは、水素が漏れないよう、特別な材料で作った機器で構成されています。さらに、水素は軽いという特性を考慮し、水素が拡散するよう屋根に傾斜や隙間を設けたり、火気と十分な距離をとるなど、**安全のための対策が幾重にも施されています。**

MPa…メガパスカル（圧力の単位）

## 水素 は、災害時対応としても有用

例えば、災害時等に、燃料電池自動車を電源にして電気を供給することができます。

1台の乗用車で、一般家庭の1週間程度の電力供給が可能です。

また、停電対応システムを装備した家庭用燃料電池は、ガスの供給があれば停電時においても電気を供給することができます。

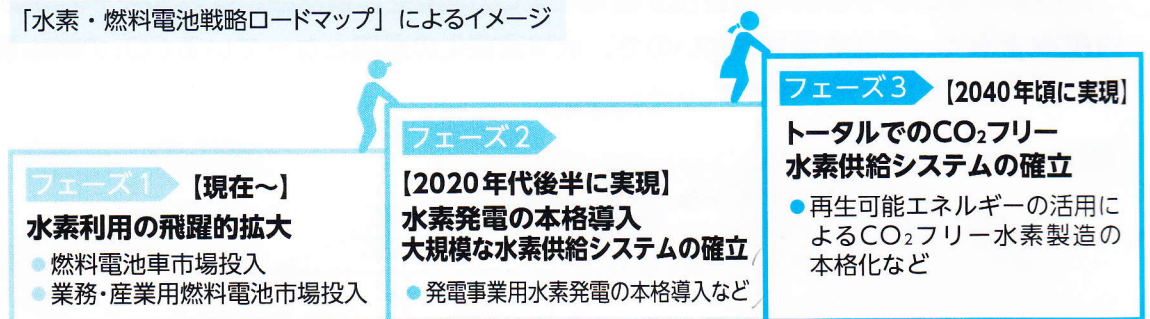


## 水素 社会の実現に向け、ステップアップします。

国が2014年6月に策定した、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」では、ステップ・バイ・ステップで、水素社会の実現を目指としています。

こうした国の動きにあわせ、九都県市首脳会議でも、水素社会の実現に向けて市民の皆様、事業者の皆様とともに取り組んでまいります。

「水素・燃料電池戦略ロードマップ」によるイメージ



お問い合わせ先

埼玉県	環境部環境政策課	電話：048-830-3024	Email：a3010@pref.saitama.lg.jp
千葉県	環境生活部環境政策課	電話：043-223-4660	Email：e-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp
東京都	環境局都市エネルギー部計画課	電話：03-5320-7782	Email：S1000321@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	産業労働局エネルギー部スマートエネルギー課	電話：045-210-4133	Email：fcv2015@pref.kanagawa.jp
横浜市	温暖化対策統括本部調整課	電話：045-671-2622	Email：on-chosei@city.yokohama.jp
川崎市	環境局地球環境推進室	電話：044-200-0369	Email：30tisui@city.kawasaki.jp
千葉市	環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室	電話：043-245-5199	Email：kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
さいたま市	環境局環境共生部環境未来都市推進課	電話：048-829-1329	Email：kankyo-mirai-toshi@city.saitama.lg.jp
相模原市	環境経済局環境共生部環境政策課	電話：042-769-8240	Email：kanyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

## 大気の保全に関する主な取組について

### 1. ディーゼル車対策

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の記事により平成 15 年 10 月からディーゼル車運行規制を実施しているが、いまだに不適合車両の運行が確認されることから、次の取組を実施

#### 九都県市一斉取組

実施日：平成 26 年 10 月 16 日（木）

内 容：高速道路サービスエリア等における車両検査及びリーフレット等による啓発



#### ポスターによる啓発

期 間：平成 26 年 10 月 1 日～31 日

内 容：高速道路サービスエリア・パーキングエリア 76 箇所におけるポスター掲示

### 2. エコドライブの普及

自動車から排出される大気汚染物質の削減やCO<sub>2</sub>の削減につながり、さらに燃費向上や交通安全にもつながるエコドライブの普及を図るため、啓発活動を実施

#### エコドライブ講習会

内 容：日本自動車連盟（J A F）等と連携し、講義及び実車を用いた講習を実施

平成 25 年 11 月（エコドライブ推進月間）：4 会場計 61 名参加

平成 26 年 6 月（環境月間）：4 会場計 62 名参加

※ 平成 26 年 11 月にも実施予定



#### ラジオCMによる啓発活動

期 間：平成 25 年 11 月 9 日～16 日

内 容：聴取率の高い時間帯にエコドライブを呼びかけるCMを放送  
（3局で20秒スポットCM計45本、60秒生CM計4本）

※ 平成 26 年 11 月にも実施予定

### 3. 流入車対策

九都県市内外の運送事業者や荷主を構成員とする約300団体に、環境により良い自動車の利用を呼びかけるガイドラインを配布

### 4. 東京モーターショー2013における啓発活動

自動車排出ガスの低減による大気環境改善に向けた九都県市の取組を紹介するため、「九都県市あおぞらネットワーク」ブースを出展

期 間：平成25年11月22日～12月1日

場 所：東京ビッグサイト

クイズ・アンケート回答者数：4,041名

※ 平成26年12月には、日本最大の環境展「エコプロダクツ2014」に出展予定





## 東京湾環境一斉調査について

### 1. 環境調査

#### (1) 調査基準日

平成 26 年 9 月 3 日（水）

なお、基準日の前後に実施された調査についても対象とした。

（平成 25 年度調査基準日：平成 25 年 8 月 7 日（水））

#### (2) 参加機関

※135 機関・団体

※参加機関数は平成 26 年 8 月 8 日時点。

（注）環境調査のほか生物データ収集や環境啓発活動に参加した機関も含む。

（平成 25 年度調査：129 機関・団体）

#### (3) 調査項目

海域又は河川において、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）、水温、塩分、流量、透明度等の環境調査を実施した。

#### (4) 調査結果

海域の溶存酸素量（DO）及び河川の化学的酸素要求量（COD）の測定値の一部を使用して、東京湾の底層DO分布図や代表的な河川のCOD分布図を作成するなど、結果概要を東京湾再生推進会議ホームページ上の東京湾環境一斉調査のページに掲載した。

（調査取りまとめ）

東京湾再生推進会議モニタリング分科会（事務局：海上保安庁）

### 2. 生物データ収集

平成 26 年 4 月から 9 月に実施した底生生物や魚類などの生物調査の結果を収集した。

### 3. 環境啓発活動

東京湾岸及び流域の事業者や住民の方々に東京湾再生への関心を醸成するため、東京湾環境一斉調査に関連した様々な環境啓発活動を実施した。

川崎市	○水環境体験ツアー ・講義及び平瀬川源流を見学 ・西長沢浄水場及び生田緑地の湧水地を見学 ・市内水処理センターの見学 ・人工海浜（東扇島東公園）での生き物観察
-----	---

# 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置 及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

平成26年7月

九都県市首脳会議

# 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

平成 26 年 7 月 25 日

九都県市の緑地は、都市化の進展により現在もなお減少を続けています。一方、都市における緑地は、良好な景観の形成をはじめ、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の軽減、防災機能など、多岐にわたる公益的機能を有しており、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せています。

九都県市においては、こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全・創出・再生が重要な課題となっています。

このため、必要な法令改正の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
農林水産大臣	林 芳 正 様
国土交通大臣	太 田 昭 宏 様
環 境 大 臣	石 原 伸 晃 様

## 九都県市首脳会議

座 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	舛 添 要 一
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

(別紙)

- 1 法律に基づく近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域及び歴史的風土保存区域、並びに九都県市それぞれ独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。  
また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。
- 2 保全緑地の公有化に係る譲渡所得の特別控除額を引き上げるなど、税負担の軽減措置について拡充していただきたい。
- 3 地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備、保全緑地の維持管理に対する財政支援策を拡充していただきたい。
- 4 緑化地域制度について、適用除外とする建築物を見直すとともに、緑化面積の算出について地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度を拡充していただきたい。
- 5 地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等は、非課税にしていただきたい。
- 6 物納された緑地を地方公共団体が優先して保全できるように、無償貸付する制度を新たに構築していただきたい。
- 7 生産緑地指定の面積要件引き下げと買取り申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政支援策を拡充していただきたい。



(要望内容の趣旨)

九都県市においては、減少が続く緑地を保全・創出・再生するために様々な事業を推進しています。

緑地の保全に係る税制面については、これまで相続税等の軽減など優遇措置が図られてきましたが、依然として相続税対策に伴う緑地の減少が九都県市の大きな課題となっています。

また、市街化が進む九都県市では、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の負荷の低減に資するため、それぞれの自治体が独自に緑地保全や緑化推進制度の創設などに努めておりますが、より一層効果的な事業の展開が求められています。

そこで、次のとおり要望します。

- 1 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、首都圏における緑地減少の大きな要因となっている。さらに、平成27年1月以降の相続からは、基礎控除が現行の6割にも縮小されることから緑地の売却等に拍車をかけることが懸念される。

また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地については、契約期間の長さや評価減の割合が見合わないため、契約のインセンティブとして機能しない実態がある。

そこで、緑地のもつ公益的機能を確保する観点から、保全緑地について、土地所有者が緑地を持ち続けられるよう、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充など税負担の軽減策を講じるとともに市民緑地等については、制度の活用を促すため、軽減措置の条件となる契約期間を短縮するよう、見直していただきたい。

- 2 地方公共団体においては、条例等により基金制度を創設し、良好な自然環境の保全に努めているが、譲渡所得の特別控除は適用外となっている。開発を抑止し、行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるためには、法律に基づく保全緑地に対する譲渡所得の特別控除額を引き上げるとともに、条例等に基づく緑地の買取り及び複数年度にわたる買取りを特別控除の対象としていただきたい。

- 3 地方公共団体においては、緑地の保全や都市公園等の整備など緑地を確保するための様々な施策を展開している。

今後これらの施策を一層推進する必要があることから、地方公共団体による緑地や公園の用地取得、整備に対する財政支援を拡充するとともに、保全緑地の維持管

理に係る財政支援策を構築していただきたい。

- 4 地方公共団体では良好な都市環境の形成を図るために、緑が不足している市街地などにおいて、緑化を推進するための様々な施策を展開している。

今後、市街地の緑化を一層推進するため、緑化地域制度において建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物などについても規制を適用させるとともに緑化面積の算出方法などを地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度を見直していただきたい。

- 5 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

この緑地保全奨励金等は課税されていることから、その制度の趣旨を尊重して非課税措置を講じていただきたい。

- 6 相続税の物納地のうち、九都県市が保全対象とする緑地については、九都県市が優先的に保全できるよう、当該物納地を無償貸付する制度の創設を図っていただきたい。

- 7 都市の農地は市街化区域内の農地として優れた緑地機能を有しているが、相続などを契機に年々減少し続けている。中でも生産緑地指定の面積要件を満たしていない農地は、相続税納税猶予制度が適用されないなどにより、このまま放置すれば、将来、都市から農地が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが予想される。

また、生産緑地地区については、営農者の死亡等により買取り申出がされても、多くの地方公共団体は財政上の理由から買取りができずに、生産緑地地区の指定を解除している。

そこで、生産緑地地区指定の面積要件を引き下げ、市街化区域内における都市農地の緑地機能の保全を促すとともに、買取り申出のあった生産緑地については、地方公共団体による買取りを推進できるよう、補助支援制度を拡充していただきたい。

## 首都圏における地震防災対策等の充実強化について

東日本大震災では地震による津波や液状化などにより、東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害が発生した。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、平成25年12月に国から発表された被害想定によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、東日本大震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策等の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

### 記

- 1 高層建築物への長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等へ対策を講じるよう要請するとともに、必要な支援策もあわせて検討し、実効性を担保すること。
- 2 首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の策定や検討にあたっては、国の役割を明確にした上で、自治体や関係機関等の意見を十分に尊重すること。
- 3 帰宅困難者対策の一環として一時滞在施設の確保を推進していくため、下記の事項に取り組むこと。
  - (1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。
  - (2) 「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

- (3) 受入れた帰宅困難者のための3日分の飲料水や食料等の備蓄を実施できるよう財政措置を講じること。なお、その際は、財政措置を受けるための要件を緩和するなど事業者にとって利用しやすい制度となるよう配慮すること。
- (4) 一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。
- (5) 一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- 4 被災者の生活再建支援の根幹となる被害認定調査について、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、都道府県を対象とした研修のプログラムを充実させるなど、全国的な支援体制を構築すること。
- 5 首都直下地震等の大規模災害が発生した際に、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、首都圏と東北・北陸・中部・関西各方面との高速道路のJCT等、交通の結節点周辺や空港、港湾周辺等に複数の基幹的広域防災拠点を整備すること。
- とりわけ、関西圏・中部圏との結節点である相模原市と横浜市の次の2か所については、熟度が高いと考えられることから、国においても十分に検討されたい。
- ・八王子JCT周辺（相模原市 相模総合補給廠の一部）
  - ・横浜町田IC周辺（横浜市 上瀬谷通信施設の一部）
- 6 首都圏に立地する石油コンビナートにおける減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。
- (1) 平成25年12月に国が発表した首都直下地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むこと。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めること。

- (5) 経年劣化した施設の改修へのインセンティブの検討に取り組むこと。
- (6) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、国として支援を行うこと。
- (7) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的に防災対策の推進に取り組むこと。

7 ヘリサインの整備を促進するため、下記の事項に取り組むこと。

- (1) ヘリサインの整備について、国が主導的な役割を担い、自治体、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。
- (2) 国施設についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。

8 富士山等の大規模噴火に備えるため、大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の処理方法について、明確な指針を示すこと。なお、指針の作成にあたっては、自治体や関係機関等の意見も尊重すること。

## 首都圏における国民保護の推進等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏において武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合、首都機能や経済機能に重大な影響が出る事が予想され、また、事態の対処は、自治体の枠組みを超えるものと危惧される。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も控え、大規模テロ等の国民保護事案に対する対策の推進は、首都圏にとって喫緊の課題と言える。

九都県市の各自治体では、国民保護計画の策定をはじめとした体制を整備し、対策を進めているところである。しかしながら、本来国が示すべき、物資の備蓄や広域避難などの具体的内容について、未だ明らかにされていない。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このため、国民保護の推進に向け、国が強いリーダーシップを持ってさらなる具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

### 記

1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄にあたっては、以下のとおり整備すること。

(1) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。

(2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

2 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が行う指示事項と都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を策定すること。

また、住民避難の実施にあたっては、首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うこと。

- 3 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。
- 4 国は、自治体が生物剤などを使用したテロを想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。また、専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を設けること。
- 5 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、伝達手段や情報発信基準等を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。

## 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて（概要）

### 1 風しんの状況について

平成 25 年に大流行し、現在は、表面上、沈静化しているが、抗体を保有していない者が未だ多く、今後も周期的に流行する可能性が高い。特に、平成 25 年の流行において九都県市では、患者数、先天性風しん症候群※共に多かった。

また、平成 32（2020）年の東京五輪など、多くの人を訪れる際に、感染が拡大することも懸念されるが、先天性風しん症候群の危険性が広く認識されておらず、接種が進まない状況にある。

※ 妊娠初期にり患すると、難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害がある赤ちゃんが生まれる「先天性風しん症候群」の発生確率が高い。

### 2 これまでの取組みについて

風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて検討を行うため、次のとおり会議を行った。

開催日	検 討 内 容
5 月 23 日	<b>第 2 回 新型インフルエンザ対策検討部会</b> ・部会の名称変更、風しん対策担当者会議の設置等を協議
7 月 22 日	防災・危機管理対策委員会が規約改正し、部会の名称を変更
7 月 29 日	<b>第 3 回 新型インフルエンザ等感染症対策検討部会(名称変更)</b> (第 1 回 風しん対策担当者会議) (新規設置) ・今後 5 年間、座長は神奈川県とすることで合意 ・神奈川県が共同実施の具体案を提示し、意見交換
8 月 29 日	<b>第 4 回 同部会</b> (第 2 回 同担当者会議) ・共同実施の具体的内容について引き続き検討 ・メール会議で検討を継続することで合意

### 3 九都県市で取り組むこととした事業について

風しん撲滅に向け、予防接種促進のための広報戦略を九都県市共同で展開するため、共通のロゴを用い、ホームページ等で共同実施を発信するとともに、神奈川県で開催するフォーラムを共同名義で実施することとした。

共同実施は、検討の結果、実施可能なものから順次実施していく。

より効果的な対策として、企業を介した社員への働きかけ、医療機関を介した予防接種の推奨、都県民、市民に対する接種を受けやすい環境づくりの取組みについて、検討することとした。



東京オリンピック・パラリンピックに係る組織の設置について

1 組織概要

(1) 名称

九都県市 2020 年東京オリンピック・パラリンピック連携会議

(2) 組織設置に係る申合せ

別添 2 3 「九都県市 2020 年東京オリンピック・パラリンピック連携会議 申合せ (案)」の  
とおり

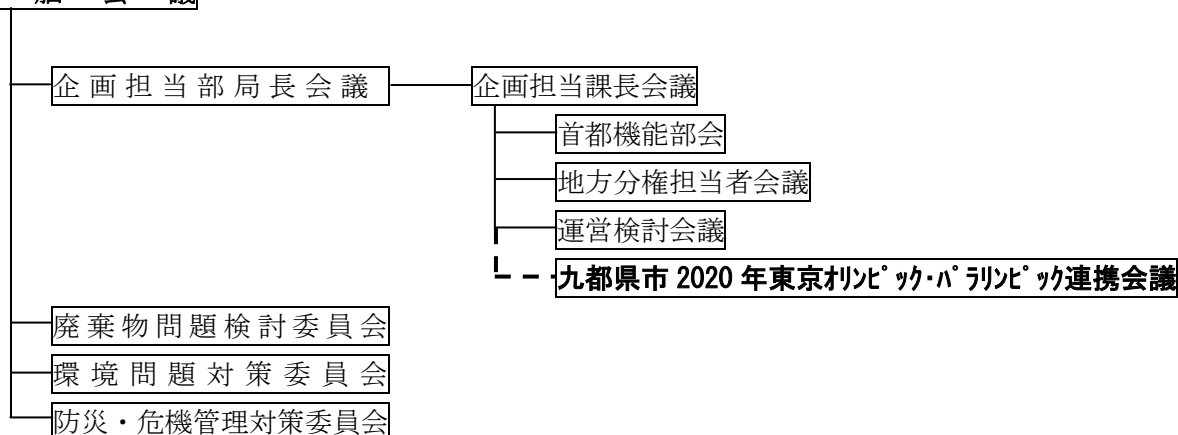
2 大会までの取組のイメージ

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
設置	○						
啓発活動、 情報交換等		○	○	○	○	○	○
今後の取組について 検討		○	○	○	○	○	
上記検討に基づく取 組の展開 (※)			○	○	○	○	○
備考		大会組織 委員会に よる大会 開催基本 計画の策 定	リオデジ ャネイロ 大会	—	(プレ大 会)	プレ大会	東京大会

※負担金を徴収し各事業の展開を想定

3 東京オリンピック・パラリンピックに係る組織案

首 脳 会 議



#### 4 事務局体制

事務局については、当面の間、提案市である相模原市が担うこととする。

なお、原則として各都県市の輪番制となるが、今後、徐々に大会の全容が明らかになっていくものと想定されることから、本会議の平成28年以降の事務局については、取組内容の検討の熟度等を総合的に判断して各都県市の輪番制を検討していくこととする。

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
九都県市2020年東京オリンピック・パラリンピック連携会議	事務局 相模原市	→	事務局輪番制を検討	→			

#### 5 想定される取組

これまでの検討会において、次の項目ごとに九都県市として想定される取組について意見交換を行ったが、今後、徐々に大会の全容が明らかになっていくことから、それらの動向を踏まえ、取組内容を充実させていくため、引き続き、新たな組織で検討していくこととする。

- ・大会の開催の推進及び支援・協力に関すること。
- ・九都県市の各地域の魅力の発信等に関すること。
- ・九都県市としての共通・共同の取組及び施策等に関すること。
- ・その他、大会に関連する施策の推進に関すること。

## 九都県市 2020 年東京オリンピック・パラリンピック連携会議 申合せ（案）

## 1 設置目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の成功に向け、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等と連携し、九都県市として総合的に支援・協力し、大会に関する取組を推進するため、九都県市 2020 年東京オリンピック・パラリンピック連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

連携会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大会の開催の推進及び支援・協力に関すること。
- (2) 九都県市の各地域の魅力の発信等に関すること。
- (3) 九都県市としての共通・共同の取組及び施策等に関すること。
- (4) その他、大会に関連する施策の推進に関すること。

## 3 組織及び運営

- (1) 連携会議は、各都県市の大会担当課長及び関係職員をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- (2) 連携会議の座長は構成員のうち、当面の間、相模原市の大会担当課長があたるものとする。
- (3) 座長の任期は 1 年間とし、当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

## 4 経費及び監査

- (1) 連携会議の活動に要する経費は、都県市の負担金をもって充てる。
- (2) 連携会議に会計監査を設ける。会計監査は、次々年の首脳会議開催担当都県市の大会担当課長をもって充て、連携会議の会計監査を実施する。
- (3) 連携会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 5 事務局

連携会議の事務局は、座長を務める都県市の大会担当課に置く。

## 6 その他

この申合せに定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、連携会議が別に定める。

## 附 則

- 1 平成 年 月 日から施行する。
- 2 3 (2) の規定にかかわらず、具体的な取組内容が決定した場合には必要に応じて各都県市による輪番を検討する。
- 3 4 (2) の規定にかかわらず、平成 27 年度の会計監査は別に定める。

## 東京オリンピック・パラリンピックに係る広報活動について

本年は1964年東京オリンピック・パラリンピック大会から50年の節目にあたるメモリアルイヤーとなる。そこで、1964年大会を振り返るとともに、2020年に向けて大会開催機運の盛り上げを図るため、東京都において50周年を記念したポスター等を作成した。

については、東京オリンピック・パラリンピックに係る組織の設置に先立ち、第4回検討会における東京都からの依頼に応じて各県市においてポスター等による広報活動を実施している。

**1 広報物（各県市への配布部数）**

- ・パネル展示用ラミネートポスター 1部（10枚×1セット）
- ・ポスター 100枚（50枚×2種）
- ・リーフレット 2,000枚

※広報物（リーフレット）のイメージは次ページのとおり

**2 広報期間**

配布物到達日から平成26年12月末まで

**3 活用方法**

各施設やイベント等において展示、配布等

<広報物（リーフレット）イメージ（表・裏表紙）>



<広報物（リーフレット）イメージ（見開き）>



## 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした 文化芸術施策の強化について

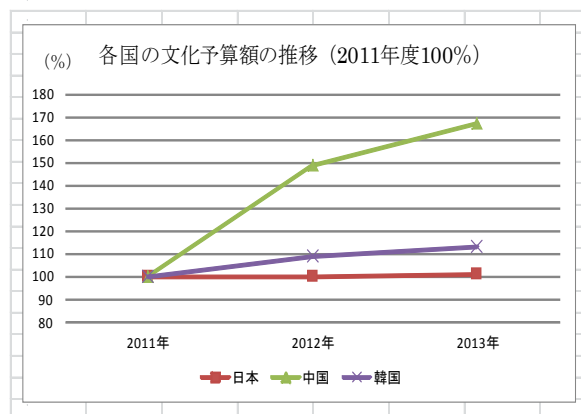
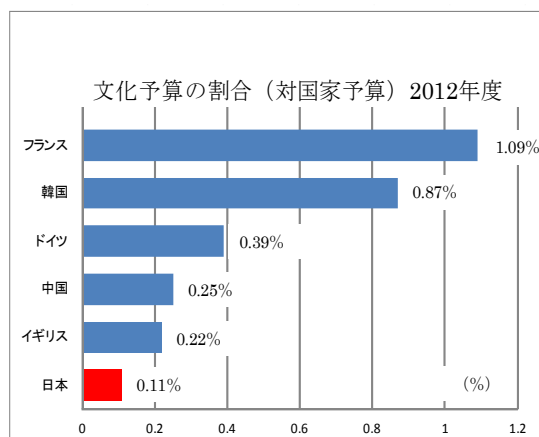
### 1 課題・背景

文化芸術は、時代や国境を越えた共感によって、人と人とを結びつけることだけでなく、高齢者や障害者の社会参加など、我が国が抱える地域課題に対して、様々なアプローチの提示が可能である。

さらに、**国内の魅力的な文化芸術を積極的に諸外国に発信**することは、**世界における日本のプレゼンスの向上**につなげることができる。

こうした中、**日本の文化予算は諸外国と比較して、決して十分とは言えない状況**である。

今年、横浜市が、中国の泉州市、韓国の光州広域市とともに「東アジア文化都市」の取組を行っているが、**中国、韓国の文化予算額は、近年上昇傾向**にある。



※（株）野村総合研究所「諸外国の文化政策に関する調査研究報告書」（25年3月）および文化庁資料をもとに作成

### 2 これまでの取組

#### (1) 第65回九都県市首脳会議合意による国への提言

- ・平成26年6月25日 文部科学省へ提出
- ・平成26年7月4日 内閣官房及び財務省へ提出

#### (2) 検討状況

九都県市首脳会議として、「国家予算における文化芸術予算の一層の拡充」等について、国へ提言したことを踏まえ、支援制度の充実策等具体的な国への要望事項について、各都県市から意見・提案をとりまとめ、検討を行った。

また、オリンピック・パラリンピックの「文化プログラム」に関する情報を共有するとともに、首都圏における美術館の連携など九都県市が連携して展開する取組の方向性について、各都県市からの意見・提案をもとに、意見交換を行った。

#### (3) 今後の取組

引き続き、情報共有、意見交換を行うなど今後も検討を進め、検討会としての取りまとめを行い、国への提言等につなげていく。

## 個人住民税の特別徴収の推進について（概要）

### 1 周知徹底の具体的取組

#### （1）九都県市共同アピールの策定、同時記者発表の実施（平成26年11月）

九都県市の知事・市長による共同アピール文を策定し、九都県市で同時に記者発表する。

#### （2）関係団体等に対する共同協力要請の実施（平成26年11月から）

税理士会・商工会・業界団体等関係団体に対して、九都県市共同による協力要請活動を実施する。

#### （3）共同広報の実施について検討（平成27年度）

対象事業者や納税義務者への効果的な周知が見込める広報を平成27年度に実施することを前提に、具体的な広報の方法や費用負担、予算要求の実施等について協議検討する。

（広報の例）

- ①首都圏の主要路線において電車内トレインチャンネルによる広報
- ②各都県市の周知用リーフレット等に九都県市が連携して特別徴収を推進している旨の文言を掲載
- ③その他の広報展開

### 2 課題の検討

事業者等の利便性向上や課税庁となる市区町村の事務負担軽減に資する課題を検討する。

## 個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール

個人住民税（個人市区町村民税・個人都県民税）は、地方公共団体の行政サービスを支える貴重な財源であり、その確保は極めて重要な課題です。

給与所得者の個人住民税は、原則として、所得税の源泉徴収と同様、事業者（給与支払者）が給与から差し引いて納税（特別徴収）することが地方税法で義務付けられています。

しかし、個人住民税の特別徴収は必ずしも十分に徹底されていない状況にあるため、九都県市では、関係団体や事業者への周知活動を行うなど、それぞれ特別徴収の推進に取り組んできました。

現在、首都圏では、多くの通勤者が都県域を越えて行き交っており、特別徴収を効果的に推進するためには、九都県市が一体となって取り組むことが必要です。

このため、九都県市は連携協力して、納税の公平を図り、安定した税収を確保するため、個人住民税の特別徴収を推進します。

平成26年 月 日

埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	森田 健作
東京都知事	舩添 要一
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市 長	林 文子
川崎市 長	福田 紀彦
千葉市 長	熊谷 俊人
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	加山 俊夫